

入院時の自己負担と差額ベッド代

ファイナンシャル・プランナー 浅見 浩

病気やけがで入院することになった際、どのくらい自己負担が発生するのかは、多くの人の関心ごとでしょう。

以下、自己負担額や差額ベッド代について、生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」や、厚生労働省が実施した「平成20年 患者調査」などをもとにまとめましたので、ご参照ください。

●入院1日あたりの自己負担費用は？

生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」によると、入院時の自己負担費用の総額を入院日数で除した1日あたりの自己負担費用は、平均で16,000円。

これは、平成19年の20,100円より下がってはいますが、平成13年の14,700円よりは上がっています。

・費用の分布を見ると、

「10,000～15,000円未満」が23.3%と最も高く、

「25,000円以上」の層も20.1%と高め

となっており、比較的高い負担の割合が膨らんでいることがわかります。

●高額療養費制度の利用の有無と自己負担

なお、高額療養費制度の利用の有無について、生命保険文化センターの調査によると、直近の入院で、48.8%が利用したとある一方、利用しなかったという回答が38.2%もありました。

複数月にまたがるなど、高額療養費を利用できなかった人もいることが予想されます。

そして、高額療養費制度の利用者も利用しなかった人も含め、入院で負担した自己負担費用の合計は約20.6万円。やはり、数十万円の負担は考えておいたほうが良いといえるでしょう。

●入院時の自己負担に影響する「差額ベッド代」

自己負担に大きな影響を及ぼすと言われる「差額ベッド代」。「差額ベッド」とは特別療養環境室のことで、入院の環境を向上に向けて患者の選択の機会を与えるために認められ、その要件は、厚生労働省より次のように規定されています。

- ・病室の病床数は4床以下であること。
- ・病室の面積は一人当たり6.4平方メートル以上であること。
- ・病床のプライバシーを確保するための設備があること。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

・少なくとも「個人用の私物の収納設備」、「個人用の照明」、「小机等及び椅子」の設備があること。

つまり、個室のみでなく、4人部屋でも、差額ベッド代は発生するので、注意が必要です。そして、この差額ベッド代は、健康保険の“適用外”となる「特定療養費」に含まれ、全額自己負担になります。

●差額ベッド代の相場は？

では、その差額ベッド代の相場どれくらいでしょうか？

厚生労働省の「平成20年 患者調査」より、次のデータがあります。

- ・1日あたり1,000円以下・・・ 11.9%
- ・1日あたり1,001円～2,000円・・・ 15.9%
- ・1日あたり2,001円～3,000円・・・ 15.2%
- ・1日あたり3,001円～4,000円・・・ 10.0%
- ・1日あたり4,001円～5,000円・・・ 12.8%
- ・1日あたり5,001円～10,000円・・・ 22.3%
- ・1日あたり10,000円超・・・ 11.9%

上記の金額の幅が1000円刻みから5000円程度までであるので、全体的にバラけているといえますが、大学病院や、設備が豪華な医療機関では、1日あたり数万円以上のところもあるそうです。これによって、1ヶ月くらい入院すると数十万円になることもありえます。

●差額ベッド代を支払う必要がないケースも

このように全額自己負担となる差額ベッド代ですが、必ずしも差額ベッド代を払わなくていいという事例もあります。それは次のようなケースです。

1. 医療機関が差額ベッド室の設備、構造、料金などについて明確かつ懇切に説明し、患者側が説明を受けて同意書に署名した上で同意していない場合
2. 患者本人の「治療上の必要」により差額ベッドを利用した場合
 - ・ 免疫力が著しく低下し、感染症に罹患するおそれのある患者
 - ・ 集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛の緩和を必要とする終末期医療の患者
 - ・ 救急患者、術後患者等、病状が重篤なため安静を要する患者
3. 病棟管理の必要性等から差額ベッド室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

たしかに、大人の水疱瘡で個室に入ったり、手術の直後に個室に入ったことなどでも、差額ベッド代がかからなかった例も聞きます。

しかし、一方で、患者や家族の希望により、入院期間中、よりリラックスして治療に専念できるように少人数部屋を選ぶという声も聞きます。例えば、小さい子供がいる親が、面会時間中、子供とゆったりと過ごしたい場合や、年配の方も隣のベッドの物音に左右されずにゆっくりしたい場合などがあげられ

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

るでしょう。

こうしてみると、健康保険が適用されない「差額ベッド代」を含め、入院費用を預貯金で準備するなら、数十万円は常に予備的な資金で手元に置いておきたいところです。しかし、お金は使いたいことに回したいのが人間の本音。預貯金が十分でない場合や、預貯金を大きく減らしたくない場合には、保険で準備することがとても有効で、預貯金と保険のバランスを考えて、医療に対する安心に備えるというアドバイスがこれからも一層、重要視されることになるでしょう。

<ご参考>

生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」

<http://www.jili.or.jp/research/report/pdf/h22hosho.pdf>

厚生労働省「平成20年 患者調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/08/index.html>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031167>